

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 蔵田 昌俊 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-0014 日本国東京都港区芝三丁目2番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階 鈴榮特許総合事務所内		発送日 (日.月.年) 21.11.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 17F0337PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/032702	国際出願日 (日.月.年) 11.09.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B1/07(2006.01)i, A61B1/06(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オリンパス株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 08.11.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 増渕 俊仁	2Q 4747
		電話番号 03-3581-1101 内線 3292	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-19, 22	有
	請求項	1, 20, 21	無
進歩性 (I S)	請求項	2-19, 22	有
	請求項	1, 20, 21	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-22	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 5959768 B2 (オリンパス株式会社) 2016. 08. 02, [0025], [0027], [0049], [0050], [0058], [0059], [0061], [0086], [0087] & US 2017/0000314 A1, [0045], [0047], [0069], [0070], [0078], [0079], [0081], [0106], [0107] & WO 2015/174365 A1 & CN 106102550 A
 文献2 : US 2013/0329224 A1 (OLYMPUS CORPORATION) 2013. 12. 12, FIG. 3-5 & JP 6057715 B2 & WO 2012/057151 A1
 文献3 : US 2007/0112256 A1 (NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION) 2007. 05. 17, FIG. 1-3 & JP 2007-135752 A & JP 2007-135777 A

請求項1, 20, 21について

文献1

国際調査報告で引用された文献1には、

内視鏡と、前記内視鏡に接続される光源装置とを有する内視鏡システム(文献1の段落[0025], [0027]に記載された、内視鏡システムが相当。)であって、前記光源装置に配置され、1次光を射出する光源部(文献1の段落[0061]に記載された光源部が相当。)と、

前記内視鏡に配置され、前記1次光を照射され、照射された前記1次光の少なくとも一部を照明光に変換し、前記照明光を観察対象に射出する複数の照明部(文献1の段落[0049], [0050], [0058], [0059]に記載された、前方を照射するための第1の照明用レンズ、及び、周囲方向を照射するための第2の照明用レンズが相当。)と、

前記光源部から前記複数の照明部それぞれに進行する前記1次光の光量の比率を所望に調整可能であって、前記観察対象上における前記照明光の目標分布を元にした所望の比率で前記1次光を前記複数の照明部それぞれに分配する調整部(文献1の段落[0086], [0087]に記載された、前方画像である第1の画像と周囲画像である第2の画像との配分比率に応じ、前方及び周囲方向に照射される照明光量の配分比率を変更するフィルタ及びフィルタ駆動部が相当。)と、

を具備する、内視鏡システムが記載されている。

(以下、補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

したがって、請求項 1, 20, 21 に係る発明は文献 1 により新規性及び進歩性を有しない。

請求項 2-19, 22 について

国際調査報告で引用された文献 1-3 には特に、請求項 2-19 における、調整部が撮像部の撮像処理に関する単位時間当たりの積算光量を、複数の照明部それぞれに分配する構成、及び、請求項 22 における、コネクタ内において、光源部から調整部に至る進行経路に配置されて 1 次光を導光し、光源部から複数の照明部それぞれに至る進行経路それぞれに共有される導光部材と調整部とを設ける構成について記載がなく、また、文献 1-3 の記載に基づいて当業者が該それぞれの構成を容易に想到可能であるともいえない。

したがって、請求項 2-19, 22 に係る発明は文献 1-3 に対して新規性及び進歩性を有する。